

[論文]

19世紀前半期のドイツにおける保育施設とその職業の生成に関する研究 — 幼児保育職の専門性論議を中心に —

豊田 和子

1. はじめに

社会構造の変化による女性、特に母親の家庭外労働の拡大は、乳幼児の家庭内養育様式から家庭外養育(施設保育)への変容を促す。そして養育機能の社会化の継続は保育施設の制度化と保育の職業化生成の契機に繋がる。本稿では、保育分野の職業の生成とその専門化の経緯を探究するという視点から、家庭内養育から施設保育への転換が顕著に現れる19世紀前半期のドイツ⁽¹⁾における保育施設の制度的展開とその職業化と専門性をめぐる論議の内容をこの時代の代表的な主張を手がかりに整理し、それぞれの養成教育や保育職に関する考え方の意義を考察することを試みる。

関連する先行研究には、わが国では1970年代から思想史・制度史研究の立場から旧東ドイツ(DDR)の研究成果に依拠した岩崎ら(1974)の近代幼児教育史研究がある⁽²⁾。岩崎は「幼児教育施設」という用語でこの時代の家庭外幼児施設の幼児保護・教育内容を解明しているが、保育の職業化と専門性の視点からアプローチしているわけではない。また、欧米日諸国の幼児教育思想研究の立場から、保育者養成制度史の比較研究(岩崎他1994・1995)⁽³⁾において19世紀前半期のドイツの事情が言及されている。しかし、思想の解明が中心で制度の展開実態や地域別の社会的実情には僅かしか触れられていない。19世紀半ばのフレーベル幼稚園の教師職の生成の問題を市民女性運動との関連でとらえようとする豊田(1993)の研究⁽⁴⁾やベルリンのフレーベル運動において保育者養成講座の内容を明らかにした

(1)本稿で「ドイツ」とは、特に断らない限り「ドイツ連邦(ドイツ同盟、ドイツ連合) Deutscher Bund, 1815 - 1866」のことを指す。ドイツ連邦は、旧神聖ローマ帝国を構成していたドイツの35の領邦(プロイセン王国、ザクセン王国、ヘッセン選帝侯国など)と4つの帝国自由都市(リューベック、フランクフルト、ブレーメン、ハンブルク)との連合体で、1815年のウィーン議定書に基づき、オーストリア帝国を盟主として発足、1866年の普墺戦争のプロイセン王国の勝利をもって解消された。

(2)岩崎次男「第二章 近代幼児教育施設の誕生」梅根悟監修、世界教育史研究会編『世界教育史体系 21 幼児教育史 I』講談社、1974年、38-199頁。同章の大半部分は次の本の翻訳紹介的論述であるので、本稿で扱う際にはすべて原著にて再確認した。B.-Bernstorff, E., Günther, K.-H., Kreckler M., Schuffenhauer, H.(Hrsg.): Beiträge zur Geschichte der Vorschulerziehung, Berlin(DDR), 1971。なお同書は社会主義政策の立場から、女性の就労のための集団保育施設である保育所(0-2歳児)と国民の教育制度の基礎段階としての幼稚園(3-5歳児)教育の実現を主眼に置いて、公的な保育・幼児教育思想とその制度の意義を解明した研究であるが、公的幼児教育思想・制度史研究として今なお必見の意義がある。

(3)近代幼児教育史研究会『近代幼児教育史研究』第8号特集 近・現代の幼児保育制度の発展と保育者養成、のドイツ編(岩崎、酒井、大崎論文)1994年。その後の公刊書である岩崎次男編『幼児保育制度の発展と保育者養成』玉川大学出版部、1995年、「Ⅲ部 ドイツ」124-188頁参照。

(4)豊田和子「ドイツ初期の幼稚園女教員たち」日本保育学会『保育学研究』第31巻、1993年、58-67頁参照。

酒井(1995)の研究⁽⁵⁾がある。また大崎(1995)は制度史研究の視点から、20世紀初頭にプロイセン政府による女学校制度の改革によって資格化が実現される過程を詳細に解明した⁽⁶⁾。ジェンダー研究の視点から小玉(2008)はラーベ＝クレールベルク(Rabe-Kleberg, Ursula)を参考に19世紀のドイツの幼児教育者養成システムを論じている⁽⁷⁾。

一方、戦後ドイツでの保育職に関する研究としては、DDRの研究が進んでいた。国家政策として0歳からの集団保育を推進したDDRでは教育科学アカデミーに就学前教育部門を設置し、クレッカー(Krecker, M., 1974)らが中心となって1960年以降、保育施設と保育者の専門職養成に関する史的 연구를公刊し⁽⁸⁾7、その成果は今日まで定説として受容されている。一方、旧西ドイツ(BRD)では家庭外保育施設とその職業に関する研究は1980年以降に本格化する。ミュラー(Müller, B., 1989)は19世紀初頭のプロイセンの政策面から保育施設の法的規程の過程を解明した⁽⁹⁾。ツヴェルガー(Zwenger, B., 1980)は19世紀転換期から後半期までの「2歳から6歳までの子どもの保護と教育(Erziehung)の施設」の定義根拠の解明をしている⁽¹⁰⁾。但し、この二人は保育者養成や職業観までは踏み込んでいない。その後、従来の学校教育学ではなく社会的教育学(Sozialpädagogik)の理論史研究への関心からは、ライヤー(Reyer, J. 1985, 1987, 2002)の「教育者論 Erzieher(-in)」研究が注目される⁽¹¹⁾。

日本でも社会的教育学的アプローチから、吉岡や生田らが幼児から青少年までを含めた児童福祉職

(5)酒井玲子「十九世紀後半のベルリンにおけるフレーベル運動と保育者養成」、上掲書(1995)、145-162頁参照。

(6)大崎功雄「二十世紀初頭プロイセン・ドイツにおける保育者養成制度の形成過程——一九一一年の『幼稚園教師養成規程』と『卒業試験規則』の成立——」、岩崎編、上掲書(1995)、163-185頁参照。

(7)小玉亮子「近代教育とジェンダー—幼児教育における教育者養成システムの歴史から」日本ドイツ学会『ドイツ研究』42号、2008年、27-35頁。ラーベ＝クレールベルクは近代ドイツの幼児教育者・保育者養成の歴史を3段階に区分して、第1期を1836—1852として「女性のための職として位置付けられた」と指摘するが、フレーベル以前の事は概説に終わっている(Vgl., Rabe-Kleberg, Ursula: Gender Mainstreaming und Kindergarten, Berlin, 2003, S42-52.)。

(8)Krecker, M.: Die Anfänge einer gesellschaftlichen Vorshulerziehung für die Kinder der arbeitenden Klassen in Deutschland. Dissertation, Berlin, 1962. Veröffentlicht in "Jahrbuch für Erziehung und Schulgeschichte" Jahrgang 5/6 1965/66, Akademie-Verlag · Berlin(DDR), 1966, S.1-134.

Krecker, M.(Hrsg.): Quellen zur Geschichte der Vorshulerziehung, Auf.2, Berlin(DDR), 1974.両書も上掲の岩崎(1974)の翻訳的紹介に含まれているが、本稿では原書を使用した。

(9)Müller, B.: Öffentliche Kleinkinder im Deutschen Kaiserreich. Analysen zur Politik der Intiierung, Organisierung, Nationalisierung und Verstaatlichung vorshulischer Anstalten in Deutschland, Weinheim, 1989, S13-47。「一般ランド法ALG」の児童福祉に関する条項を読み解いている。

(10)Zwenger, B: Bewahranstalt-Kinderschule-Kindergarten, Aspekte nichtfamiliärer Kleinkindererziehung in Deutschland im 19. Jahrhundert, Weinheim und Basel, 1980, S.29-42.

(11)Reyer, J.: Wenn die Mutter arbeiten gingen.Eine sozialhistorische Studie zur Entstehung der öffentlichen Kleinkindererziehung im 19. Jahrhundert in Deutschland, 2. Auf. Köln, 1985.

Reyer, J: Kindheit zwischen privat-Familier Lebenswelt und Öffentlich-veranstalter Kleinkinderer-ziehung; In: Erning, G., Neuman, K., Reyner, J. (Hrsg.): Geschichte des Kindergartens Bd. II. Freiburg, 1987, S.232-284.

Reyer, J.: Kleine Geschichte der sozial Pädagogik, Hohengehen, 2002.

業の研究⁽¹²⁾を発表しているが、その対象時期が20世紀前半以降、そして主眼は幼児ではなく青少年におかれている。

以上のように、ドイツの保育職生成に関して、社会史的視点⁽¹³⁾と幼児教育学の視点から、家庭外のような保育施設が制度化される動向とその施設の保育者養成・職業観の論議に焦点化して行った研究は管見の限りでは皆無に等しい。本稿では、まず19世紀前半期のドイツの保育施設の歴史的背景や制度の発展過程を概観した上で、1830年代頃までの代表的な人物を取り上げて保育という職業観を明らかにする。このことを介して、フレーベル(Fröbel, Friedrich August Wilhelm 1782-1852)以前の時期の公的保育施設における専門職の歴史的な位置付けを検討する。

2. ドイツ固有の幼児施設の歴史的背景

ドイツでは1830年前後から家庭内手工業の崩壊と工場労働者の増加が始まり、母親の家庭外労働とともに公的保育施設が普及していく。その際、政策的には、産業先進国イギリスの国策であるウィルダースピン(Wilderspin, Samuel 1792-1866)の幼児学校構想が推奨された。当時のドイツには家庭外の幼児施設や幼児保護政策が皆無というわけではなく、ツヴェルガー(1980)は、先行研究で明らかにされているものを手がかりに、既に19世紀初頭には幼児対象の「収容・保護(Aufbewahren(Verwarhren)又は世話Warten)」という冠の付く施設は各地に散在していたと指摘する⁽¹⁴⁾。例えば1798年以降、ハンブルクには就労する母親の子どもを昼間の時間世話をする「子守所Wartzimmer」、フランクフルトにも同類の施設が1812年以降存在した。ヴェストファーレン王国では、1802年にリップ＝デトモルトの侯妃のパウリーネ(Pauline, Fürstin 1769-1820)が創設した救貧総合施設である「パウリーネ施設 Paulinenanstalt)」の中に「保育所 Pflgeanstalt」や「収容所 Aufbewahrungsanstalt」があり、乳児から4歳児までの継続的な保育をした。またチューリッゲン諸公国でも1810年にカッセルに選帝侯の指令により「子守学校 Wartschule」が創設され、その活動のために経験豊かな女性監視人である「子守女 Wärterinnen」という名前の職業が準備された。ベルリンでは1819年に幼年学校教授ヴァドツェック(Wadzeck, Friedrich 1762-1823)が「託児学校 Verwahrschule」を設立して0歳の乳児から幼児期の子どもを収容し栄養補給・清潔などの世話を施した。彼の死後は国王のヴィルヘルム3世が「ヴァドツェック施設」と名付けて、都市化によって増加した孤児たちを収容し、医師、看護婦、教師、乳幼児の世話係を雇って大規模な貧民児童救済教育施設として維持した。このように、個人の家庭で雇われる子守以外に、子守という仕事(保育職)で働く人々が施設に

(12)吉岡真佐樹「第5章 社会的教育の職業化と専門職化への志向—世紀転換期からワイマール期—」望田幸男編『近代ドイツ—資格社会の展開』、名古屋大学出版会、2003年、141-173頁。吉岡真佐樹「教育福祉専門職の養成と教育学教育—ドイツにおける教育福祉専門職制度の発展と現状」日本教育学会『教育学研究』第71巻第2号、2007年、88-101頁。

生田周二・大串隆吉・吉岡真佐樹著『青少年育成・援助と教育：ドイツ社会教育の歴史、活動、専門性に学ぶ』有信堂高文社、2011年などがあるが、その時期は20世紀初頭、主対象は幼児ではなく青少年である。

(13) 19世紀前半期のドイツの女性の社会史・職業問題に関しては、姫岡とし子「II.十九世紀前半の女たち」(川越修・姫岡とし子・原田一美・若原憲和編著『近代を生きる女たち—十九世紀ドイツ社会史を読む』未来社、1990、60-173頁)が参考になる。

(14) Vgl., Zwerger, B.: (1980), a. a. O., S.33-37.

いたと言える。

他方、すでに産業革命が進んでいたイギリス社会では、労働力不足を補うために若年少年少女を工場で働かせるために必要な知的訓練や規律練習を主目的とする、幼児対象の教育事業が展開されていた。それは、オウエン(Owen, Robert 1771-1858)の流れを汲むヴィルダースピンの「幼児学校 infant school」である。ドイツでも1820-30年代にかけてヴィルダースピンの幼児学校構想を政策的に性急に導入しようとするのであるが、その展開過程はイギリスとは異なるドイツ固有の様相を見せる。

その背景として、次の3点を指摘しておく。①前述のようにドイツには多様ではあるが貧民児童救済の歴史的土壌があったという事実、②産業革命に緒が付いたばかりのドイツでは幼児が工場労働者に即戦力として駆り出す状況に至っていないという事実、③地域差はあるものの国民教育思想の影響を受けた公的な就学義務が実施され、初等学校の教師側からは読み・書き・算といった狭い意味での学制的教育内容が、幼児学校で教えられることに批判的だった⁽¹⁵⁾という事実がある。

以上のような児童福祉の前史及び学校教育学的な歴史的背景から、ドイツにおける乳幼児の保育施設とその保育職をめぐる論議は、学童期の教育課題の先取りではなく、乳幼児期の保護・教育の可能性と実現におかれた。次に、ドイツ諸邦の政策的展開を述べる。

3. ドイツ諸邦における幼児保育の政策的展開

1824年の「一般学校新聞 Allgemeine Schulzeit」紙上にロンドンの幼児学校協会の設立趣意書が紹介され、続いて1826年にヴィルダースピンの著書『幼児期の教育とイギリスの幼児学校について』(第3版)が独訳された⁽¹⁶⁾ことを契機に、プロイセン王国を筆頭に各邦で幼児保護・教育政策が本格的に着手されることとなる。以下いくつかの政策論を述べる。

3-1 プロイセン王国の回状(1827年)と勅令(1838年)

ヴィルダースピンの幼児学校情報に強い関心を持ったプロイセン王国文部省は、1827年6月24日に次のような回状をプロイセン王国の全政庁宛に発令し、「幼児学校の迅速な設立」に努力を傾けるよう要請した。

本省は、この有用な論文(ヴィルダースピンの幼児学校—引用者)の普及または推奨を王国の全政府に委譲するものである。この論文は、幼児たちの教育に対する適切な教育的配慮を行うことは多くの学校教師たちにとって有用となるのみならず、人道主義者、ゲマインデ当局、視学等に、その地域において同様の幼児学校を設立し、あらゆる有効な方法で効果を為すよう誘発することにもなる。同時に、この幼児学校は貧民児童の粗野化の弊害の源を根絶し、いかなる事情であれ放任された子どもたちの道徳化のためには、いくつかの地域に設立されている慈善施設がその性質上なし得るよりもはるかに確実にかつ有効に作用するので、ご当地の行政区においてもこのような幼児学校の迅速な設立を考慮するよう、王国政庁は大いに勧めるものである。これに関する王国各政庁の努力の成果について、文部省は1年後に詳細な報告を

(15)Erning, G.: Bilder aus dem Kindergarten. Bilddokumente zur geschichtlichen Entwicklung der öffentlichen Kleinkindererziehung in Deutschland, Lambertus Verlag, 1987, S.22(邦訳:小笠原道雄監訳・鳥光美緒子/渡邊隆信訳『絵で見るドイツ幼児教育の150年/幼稚園の図像集』,ブラザー・ジョルダン社, 1999年)

(16)ヴェルトハイマー(Wertheimer, Josef, 1880-1887: ウイーンの商人)によってヴィルダースピンの『子どもの早期教育とイギリスの幼児学校について』が独訳された。Über die Frühzeitig Erziehung der Kinder und die englischen Klein-Kinder-Schule.

要請する⁽¹⁷⁾。

翌 1828 年にはプロイセン王国政府は、この幼児学校に対して、単なる躰ではなくそれ以上の教育効果を求めるとして、次のような授業方法で行うように要求した。「多様な種類の対象の提示と直観を通して、お話（語り）の記憶や目と手の訓練を通して、宗教的・道徳的作用を通して、会話能力の練習を通して、規律や礼儀への習慣を通して、大勢の子どもの集団生活を通して、父親の如き子どもへの深い愛情を持った男性教師や母親の如き感性を持った女性教師とも親密な結びつきを通して、最後には目的を以って与えられる遊戯を通して、身体的運動と練習を通して、幼児が快く発育するように彼らの諸力と性向に相応しいやり方で」⁽¹⁸⁾授業を行うこと。

更に 10 年後には下記の内容のプロイセン国王の勅令（1838 年）が出された。

第 1 条 当都市のために、慈善施設の諸権利を有する、幼児の保護施設のための中央基金を設置する。

第 2 条 本基金は、慈善施設長の個人的努力によってはもはや維持できない施設を、必要な証明に基づいて支援し、これらの施設が窮迫状況時や寄付金廃止・減少時に遭遇した際に施設維持を保証するために充てられる。

第 3 条 施設経常費と同様に、本基金は、いかなる寄付も公的に集められるべきではなく、むしろ、自発的に提供される寄付又は遺産及びその他の贈与を承認する権限を有する⁽¹⁹⁾。

この勅令の第 7 条では、ベルリン市の基金管理委員会を構成し、そのメンバーに救貧監督局代表 2 名、学務委員会代表 2 名、市議会から選出される市民代表 2 名、託児所代表 1 名からなることを明記しているが、既設の託児所の維持や新規施設設置に対して公的援助を示すものではない。この勅令はあくまでも、市民による自発的な寄付による基金維持を基盤とし、その管理を公的に行うという主旨の内容である。

これらのプロイセン王国の幼児学校設立に関する回状や政策方針は他の諸邦にも影響を及ぼし、メルゼブルク政庁やケーニヒスベルク政庁は全視学に呼びかけ、ブレスラウでは訓令を出し、バイエルン王国、ザクセン王国、ヴェルテンベルク王国などの諸邦では自治体に保育施設の設立を振興するなど、幼児保護・教育政策に踏み出した。続いて、いくつかの邦の規程等を取り上げる。

3-2 バイエルン王国内務省の託児所規程（1839 年）

全 18 条中、本論テーマに関わる条項のみを重点的に選択すると、次のようである。

第 1 条 託児所(Kleinkinderbewarhanstalten)は特に規定されない限り、私的施設としてみなされ、本規程に従って措置される。但し、この施設設置に際しては、当局の認可を要する。託児所の設置と維持は、託児の必要性の明らかな場合には必要資金が調達できればどこでも促進してもよい。

第 2 条 この施設では、公的な就学には達していない幼児に対して理解と思慮深い両親が通常行うようなやり方で、心身ともに未成熟な幼児期の子どもの発達のための居場所となり世話をされるべきで、それ以外の目的を有してはならない。この施設はどこにおいても本規程に従うべきである。よって、各地に散在

(17)Zit., Krecker, M.: (1962), a. a. O., S.53.

(18)Gehring, J. (Hrsg.): Die evangelische Kinderpflege. Denkschrift zu ihrem 150 jährigen Jubiläum, Langesalza/Berlin/Leipzg, 1929, S.71 (Vgl., Online-Handbuch-Berger, M.: Von der "geisitige Mütterlichkeit" zur "Professionalität" Eine historische Analyse des heutigen erzieher/-innenberufs in der öffentlichen Kleinkindererziehung, 2014.1.27).

(19)岩崎(1974), 168 頁より重引。原典は Wirth, J. G.: Mitteilungen über Kleinkinderbewarhanstalten und aus denselben, so wie über Kleinkinderschulen und Rettunganstalten für verwahrloste Kinder, Augsburg, 1840, S.57-58 である。

して使用されている“幼児学校(Kleinkinderschule)”の名称を付すことも、その職員たちに“教師 Lehrer”や“女性教師 Lehrerin”の職名を使うことは認められない。

第3条 設置者も監督庁も、型はめ主義教育によって幼児らしい自由な心情や合自然的な本性が妨害されることのないよう、学校式教育方法によって幼児期の闊達性が損なわれることのないように、(中略)入念な注意が払われなくてはならない。

第4条 更にこの施設の収容される大部分は貧しい親の子どもたちであることから、健康で力強く器用な身体、将来の生計とその外的生活の幸福のためには自分の欲望を可能な限り抑えて忍耐強く労働に対する喜びと愛情を必要とする身分に相応しい教育がなされるべきである。(後略)

第8条 世話人(Pfleger)及び監視人(Aufseher)は、(中略) 託児所におけるすべての活動と教育の方法を熟知して指導すべきである。託児所の大きな任務は、溢れんばかりの愛情と丁寧なかかわりを通じて、幼児に誠実と公正、清廉潔白、厳格な服従と有益な労働の喜び、その他すべての徳性が幼児の習慣となり第二の天性となり、国家や教会のために確実に受け入れられるべき証拠を提供すること、そして本質的に道徳的かつ敬虔な精神と性格を確立することである。

第9条 この託児所の監督と指導は、設置者に一任される。但し公的官公庁は個別査察を何回も実施して、規程通りに運営されているか確認し、活動方法や教育方法を入念に監督し、不正な場合には厳格な注意を促すことがある。

第11条 幼児の監督と世話のために必要な採用人事は、必ずしも教職にしか就いたことのない者や、学校教師養成(Lehrerseminar)や類似の施設において教員用の予備知識を身につけた者だけを採用する必要はない。

第12条 しかし、学校教師や学校助手であっても、託児所に必要な資質あるいはその能力を有している限りにおいては託児所への任用は承認される。⁽²⁰⁾

この条文に見られるように、バイエルン王国は貧民階級を対象とする幼児教育福祉政策に熱心な邦であった。ここでは明らかに、ヴィルダースピンの学校とは異なり、就学前の幼児の特性を配慮した世話や愛情のある居場所であることを強調し、学校での授業とは峻別する内容が述べられている。学校教員を拒否する条文もある。市民運動が盛んであったバイエルン王国では民衆運動も活発で、他邦に先駆けて積極的に乳幼児のための託児所設立が推奨された。一方で、この施設の保育者・教育者の性別に注目して読むと、幼児の世話人は、Pfleger や Aufseher という男性名詞であり、この条文からは女性の保育者や教育者に限定しているとは読み取れない。とは言え学校教師職とは異質の幼児向け世話や監視を要求していることは明白である。

3-3 ザクセン王国の初等学校施行規則(1835年)

条文の原文では確認できなかったが、岩崎(1974)によると次のような記述がある。

「託児学校(Warteschule)」が奨励され、貧民の年長児から子守りから解放することによってかれらに就学を保証し、かつ貧民幼児にたいして将来の学校教育の準備をほどこすためであった。託児学校では、幼児は子守女によって身体を清潔にされ、世話され、保護され、あそばされ、年長児にたいしては編物など「適切な仕事」をあたえられ、かつ学校教師と牧師とによって学校教育の準備となる知的な教育と宗教的ならびに道徳的教育をあたえられるべきものとされた。しかし、ここでも、かかる施設が国費又は公費によってあるいはそれらの援助によって設置され、維持されることは否定され、そ

(20)Vgl., Kreckler, M. (Hrsg.) (1974). S.113-114.

れは「私的な慈善事業」である、と規定された⁽²¹⁾。

ザクセン王国の場合は、施設の設置運営に関する公的支援体制はプロイセンやバイエルン王国と類似の施策であるが、託児所(Wartschule)に、貧民幼児の養護・世話という救済機能と道徳的教育機能の両面を課すと同時に、その後の就学準備的な意味を持つ教育を加味している点が他の邦国に比べて強調されている。ここの保育職者の性別に関しては、世話係(Pflegerin という女性形)であり、編物を教えるという記述からも明らかに女性に限定されている。その他に、男性の保護監視人もいたことは想像に難くない。

3-4 ヴュルテンベルク王国の幼児学校に関する報道・報告(1833/34年)

1833年11月7日付で学校監督庁のハルベルガー博士が、幼児学校の設置を目的とするための高貴な婦人たちに協会の設立を呼びかけた。結果105人の協会メンバーが集まった。収入の少ない家庭や何らかの事情で放任状態にある幼児を社会の道徳的悪影響及び身体的害悪から保護する目的で次のような計画が立てられた。必要な条文のみを挙げる。

第1条 本市に夫人と若い女性たちによる協会が設立し、2歳から6歳までの「放任された」幼児に対して普通のかかわりを施して面倒を見る、そして彼女たちの努力によって設置される幼児学校でこのことを実施し、毎月の細やかな貢献を幼児たちに行う。

第2条 毎月定期的に12、9、6または3クローネの会費を納める人(男性 Wer=引用者)はこの協会の正規会員となり、協会の問題に自分の意見を述べたり、管理委員会の選挙に出馬する権利を有する。

第3条 管理委員会は10名の男性委員(männlichen Mitglieder)によって構成される。そのうちの1人目は幼児学校の監督と指導に当たり、2人目は資金徴収、3人目は秘書の役、その他の7人は名誉会員の地位を担う。

第4条 会費は、幼児の女性監視人(Aufseherin)や女中(Dienstmagd)の報酬、必要な備品の購入、家賃と暖房費に充てられる。年間4回この学校視察行い、正当な会計処理や協会の健全な運営が査察される。

第6条 この幼児学校又は託児所の受け入れに関しては、健康で清潔な幼児であっても両親が就労している場合、やむを得ない事情で自分の子どもの面倒を見ることができない場合、家庭で乳母を雇うことができない場合のすべての子どもに適用する。⁽²²⁾

このようにヴュルテンベルク王国の場合は、学校教育指導者による呼びかけから市民による幼児学校または託児所の設置を展開するものであり、その運営方法は会費制による経費維持と協会組織の共同運営である。これらの施設は、必ずしも貧民幼児だけに狭く限定しないで、就労親の一般家庭の幼児にも収容対象を広げている点に、後の社会的教育学的な施設に位置づく保育施設の前兆を見ることができる。なお、幼児の世話をする職員は「女性監視人 Aufseherin」や「女中 Dienstmagd」という言葉に示されるように明らかに女性であり、報酬という言葉から賃雇用であると看取できる。だが、それは専門的な養成や教育を受けた者である必要はなく、女性性・母性に依拠する養護的役割を求めた程度の職業観である。

3-5 小括

(1) プロイセン政府は1820年代に産業革命の先駆国イギリスのヴィルダースピンの「幼児学校

(21)梅根悟監修(1974)169-170頁より重引。原典は、Prüfer, J.: Kleinkinderpädagogik, Die Pädagogik der Gegenwart Bd. VIII, Leipzig, 1913. S. 102f. である。

(22)Krecker, M. (Hrsg.) (1974) a. a. O., S. 115-116.

Kleinkinderschule」を奨励することで、昼間放置された幼児の教育施設を普及しようとした。ところが、各邦の児童保護・教育政策や取組事業の展開過程では、ヴィルダースピンの幼児学校方式とは異なって貧民児童に対する社会的保護救済策を推進する傾向に重点が置かれる。「幼児学校」という名称の施設は普及するが、その内容は「託児所 Bewahrungsanstalten、または預かり学校 Wartschule」という児童福祉的な性格の公的保育施設が広まるのである。第一に貧困家庭の乳幼児の救済保護、次に家庭外労働による母親の代替的身体的保護や世話などを主目的とすることに置かれた。

(2) 教育内容の点では、ヴィルダースピンの幼児学校が厳格な秩序を特徴として学校的な意味での一斉授業をして幼児に最大の学習効果を目指す方式であった⁽²³⁾のに対して、ドイツ各地の政策展開は、まずは幼児の衛生・健康保護と社会の治安維持の立場から宗教的・道徳的訓育を重視したこと、そして将来の労働者に求められる従順な資質や道徳の育成を幼児期の特性に配慮した教育方法で志向するものであった。

(3) 運営に関して、行政は幼児施設に対する公的監督は行わないものの、その運営や維持は民間の私的資金に委ねる民間運営型の公的(öffentliche)施設であることが原則とされた。

4. 幼児施設の普及状況

ここでは、当時の保育施設の普及状況と設置者及び維持者の割合について諸資料から傾向を述べることにする。

1820年にはアウグスブルクやダルムシュタット、カイザースヴェルトおよびケーニヒスベルクのような地域では、急激な工業化によってプロレタリアート、日雇い労働者、手工業労働者の子どもたちが放任状態に置かれていて、何らかの社会的機関によって保護し、教育するための方策が緊迫状況にあった。その結果、1825年から1848年には、労働者住民の乳幼児たちのため施設が急増した。クレッカー(1962)は、当時の雑誌や公刊物及び個別の統計的報告を手がかりに、表1-1のような数字を算出している⁽²⁴⁾。また、設立者及び施設の維持者に関して、表1-2、1-3のような数字を算出している。

表1-1の数字を見ると、1825年から1848年までの約20教年間にドイツ連邦では合計310の幼児保育・教育施設が設立されたことになる。そのうち、諸邦の中で多かった順に挙げると、プロイセン109施設、ヴェルテンベルク73施設、バイエルン56施設、その他の諸邦52施設、ハンブルク、ブレーメン、リュウベックの自由都市で13施設、シュツットガルトでは6施設である。ツヴェルガー(1989)も合計305という数字を算出しており、クレッカーの数字に近い。アンドレアの調査では、1852年にはプロイセン全体では500以上の幼児施設が設立されたと調査報告しているの、実際には相当数

(23)ヴィルダースピンの幼児学校では、1歳半から7歳までの幼児が通ったが、その教育内容は、バイブルの歴史、言語などで学校教育に近い学習を強いて、さらに行進練習や号令練習などによる体力増進と秩序で7歳を過ぎれば工場労働者として働くことの出来る知識や技能の習得と同時に服従心を教育した。150人位が階段教室で一斉授業を受けた。

(24)なお、この数字算出に当たってクレッカーは次のような各新聞等を主な資料源としている。「一般学校新聞」(ダルムシュタット、1824-1848年)、「ザクセン民衆の友」(フライブルク、1828-1832年)、「ドイツ学校制度に関する報告」(アウグスブルク、1832年)、「サクゼン学校時報」(グリマ、1844-1848年)、「新一般学校時報」(ライプツヒ、1834-1835年)、「民衆教育及び民衆授業制度のための南部ドイツ新聞」、ステュットガルト、1837-1840年)。まだ、正式な統計がない時代の事である。

表 1-1. 19 世紀前半期の保育施設数

年代	施設数
1825 年-1830 年	18
1831 年-1835 年	65
1836 年-1840 年	137
1841 年-1848 年	90

(Kecker, M. (1962), S.81-86 より筆者作成)

表 1-2. 保育施設の設立者の内訳 (1825-1848)

設立者の種類	施設数	割合
協会(Verein)	164	73.5%
個人	45	20.5%
自治体	11	4.9%
教会組織	3	1.4%
合計	223	100%

(Krecker, M. (1962), S.83 より筆者作成)

表 1-3. 保育施設の維持者の内訳 (1825-1848)

維持者の種類	施設数	割合
協会 (Verein)	192	88.5%
個人	3	1.4%
自治体	14	6.4%
教会組織	8	3.7%
合計	217	100%

(Krecker, M. (1962), S.84-85 より筆者作成)

の施設が設立されたと推測される⁽²⁵⁾。とりわけ 1830 年以降に急増したことが示されている⁽²⁶⁾。

次に、施設の設置者と維持者については、表 1-2・表 1-3 のような数字と割合である。

設置者の圧倒的多数は協会(Verein)で、第 2 位の個人(Person)に大きく溝を開けている。協会の加入メンバーは、大半が有産市民層、自由主義的貴族、知的市民層など社会改善運動に積極的な上流または中流階層の夫人や若い女性たちで、この女性たちが自主的に活動した慈善団体である。次に多い個人の職業別では、牧師が 20 人、教育者・医者・法律家などの知識人が 12 人、領主が 12 人、大ブルジョアジーが 1 人である⁽²⁷⁾。

また、表 1-3 からは、施設の維持者も協会組織が多く、個人は設立者に比較して数字が減少していることがわかる。個人は資金繰りの困難から、協会組織や自治体あるいは教会に委託したのである。192 施設のうちの大半を維持し続けた協会組織の施設は、その資金を会費制や寄付金、当時の宝くじや舞踏会や音楽会開催による収入を以って充てた、とクレッカーは説明する。つまり、これらの施設運営は個人的寄付による慈善事業的性格のものであり、国や自治体からの公的資金はほとんど受けていないというのが実態であった。

5. 保育者養成と保育職をめぐる論議 (構想) に関する考察

上述のように 1830 年前後にドイツ各地で公的な保育施設が急増する社会状況にあって、教育学者のフレーベルとは別に、保育分野の職業に向けて養成教育の実践を展開しつつ保育施設運動に携わっ

(25)Andrea, A. : Die Kleinkinder-Bewarhanstalt, nach ihrer Notwendigkeit und Einrichtung, ihrem Aufwand und Segen, insbesondere auf dem Lande. Erfurt, 1852, S. 9

(26)Vgl., Zwinger, B. (1980), a. a. O., S. 35-36.

(27)Krecker, M. (1962), a. a. O., S. 139.

た、3人の主張を析出する。それは、ヴィルト(Wirth, Johann Georg 1807-1851)、フリットナー (Fliedner, Theodor 1800-1864)、フェルジング (Fölsing, Julius 1818-1882)である⁽²⁸⁾。それぞれ「託児所」「幼児学校」という名称の施設を設立し、その保育者養成を自ら構想し実践したことから、3人がどのような職業観をもっていたのかを検討したい。

5-1 ヴィルトの託児所と保育者養成の構想の検討

5-1-1 託児所の内容素描

ヴィルトの活動拠点はバイエルン王国のアウグスブルク(19世紀初頭の人口は約2万人)である。バイエルン王国では、産業革命により徐々に民衆の生活が困窮してきた状況に対して、いち早く市民運動が展開された。とりわけ、民衆運動の頂点をなした1832年5月のハンバッハ祭を経験した一般民衆から多くのゲマインデに、託児所設立の要望が高まった。このような社会状況において、ヴィルトの託児所運動も展開されることとなる。

特に民衆学校の児童の質的低下の現実を憂慮したオーバーナウ郡政庁は1832年7月31日にアウグスブルク市参事会に対して託児所の必要性和重要性を説き、託児所が設置された結果、当時福音派の貧民児童の家の教師兼少年監視人であったヴィルトが幼児託児所の指導者に抜擢される。このためヴィルトは、2か月間をかけてニュルンベルクやアンスバッハ、フランクフルトやダルムシュタット等の南西ドイツ諸都市にある幼児施設を視察訪問した後、1834年7月16日にアウグスブルクに最初に設立された託児所(Kinderbewahranstalt)の指導を任せられ、その運営とその保育者養成に取り組むようになる。続いて1835年6月15日に2番目の施設の設立を要望した際に、ヴィルト自身は演説の中で幼児託児所に関して次のような基本的な方針を述べている。

幼児期の教育は学校授業へと広げられてはなりません、そうではなく子どもの潜在的な能力を筋道だつて、自然に適った発達に限定されるべきです……。ここは学習をする場所ではありません、遊び、談笑し、作業をし、子どもの最も美しい道徳を練習し、宗教的な感情を呼び起こして、子どもの生活を指導する場であります。衝動(子どもの一引用者)を妨害するのではなく、それを保持し、子どもに子どもらしさを快適に、有益に、忘れがたいものにしていく場所であります(以下略)⁽²⁹⁾

ヴィルトはアウグスブルク市からの要請を受けて、民衆学校の危惧すべき有様から幼児に目を向け、母親の就労によって家庭の世話や教育から放置されがちな幼児を保護し教育するために公的な保育施設の役割を説いた。何よりも、その背景には当時の民衆学校の質的低下の現実があった。ヴィルトは「如何に熱心な(民衆学校の一引用者)教師の努力によっても児童の粗野な行動と善悪に対する無感覚には挫折せざるを得ないほど、知的にも道徳的にも、そしてしばしば身体的にも害された児童を毎年多数受け入れるという悲観すべき状況」⁽³⁰⁾の克服に最大限努めた。この施設の開所時間は、貧困家庭や就労家庭の子弟を預かることを目的としたので早朝6時ころから夕刻5時ころまでであった。

ヴィルトの託児所の主要内容は、宗教教育と知的練習としての課業(感覚訓練、話し方訓練、文字練習、教え方)、手作業(図画、造形練習)及び遊びから構成され、正規の授業は訓練と作業が中心であつ

(28)この3人の施設の保育内容や一日の日課は、岩崎次男著『フレーベル教育学』玉川大学出版部、1999年、175-182頁及び188-205頁に詳しいので参照されたい。

(29)Wirth, J. G., Über Kleinkinderbewahr-Anstalten. Eine Anleitung zur Errichtung solcher Anstalten sowie zur Behandlung der Spiele und sonstigen Vorgänge, Augsburg, 1838. Zit. n. Gerhring, J. (1929), S. 82.

(30)Wirth, J. G. (1838), S. XX undXXI. Zit. n., : Krecker, M. (1962) S. 56-57.

た⁽³¹⁾。乳幼児の遊びも含まれているが、休憩時間のための「勤勉の報酬」と位置付けられた。遊びを教育の中心的活動として提唱したフレーベルの幼稚園教育思想には至らないものの、この施設についてヴィルトは「本来の学校を先取りすることは全く私の意図するところではない」「幼児施設は、思慮ある園丁がか弱い植物にその最初の出現の際に保護的な手を差し伸べるように、教育も守護神のごとく、子どもに既に彼の精神的諸力が活動する時点から支援の手を差し伸べるようにすべきである」⁽³²⁾と述べて、乳幼児期の特性を尊重した教育を自身の託児所で施そうと試みたことは確かである。

ヴィルトの託児所構想は、バイエルンの他の地方ミュンヘンなどに広がるほど影響力を持った。ちなみに、最初の幼児学校に通った幼児 59 名の家庭の職業は、職人・奉公人(39 人)、教師・教授・陸軍中尉・曹長・洗濯屋親方・無職(7 人)、小商人(6 人)、工場労働者(4 人)、日雇い労働者(3 人)であったという⁽³³⁾。

5-1-2 保育者養成と職業観

ヴィルトはこの幼児託児所の職員の専門性についてこう述べている。

「幼児託児施設の内外のためには、指導者としての専門的学問的な教育を受けた男性の指導が必要である」「もし女性が指導を引き受ける場合には、多くの補助的スタッフであるべき、または教育的養成(pädagogische Ausbildung)を受けさせるべきである」、但し「それ以外に、一幼児施設では一子守尼(Frauenzimmer)の類の人がその科目の教育を受けていれば、多くの世話と有用なことを施してもよい」⁽³⁴⁾。

このことから、施設の指導者にはまず男性教師(Lehrer)を期待し、保育の補助役として女性の任務を要望したことがわかる。保育者養成に関して、ヴィルトは「託児所に付設の子守女(Kindsmägde)のための準備学校」を提案し、まもなく市参事会の承認を得て準備学校設立の実現に至った。この準備学校では、家庭の母親或いは幼児託児所の子守婦(Wartefrau)となって教育(Erziehung)を支えることができるように、若い女性たちに子守女(Kindsmägde)としての任務が準備されるべきものだった。幼児託児所向けの「自発的に行動する、器用で勤勉で有用な子守女」を1年課程で養成することを企てた。養成機関である準備学校の教授陣には、理論を教授するヴィルト自身と医者と経験豊富な女性の3人だった。養成教育の内容は次のようであった。

・子どもの心身の諸要求、それを充足する為の手段、・病気と子どもの世話、・乳児の扱い方、・子どもの遊ばせ方、・聖書の箴言、・唱歌などの教授、・託児所での実際の訓練、というものであった。この女生徒は毎週1~2回は託児所に行って実際の訓練を受けることが課された。⁽³⁵⁾

これらの養成内容から、ヴィルトの養成教育観は乳幼児の扱い方の技術的な面に重きが置かれていることがわかる。彼の幼児託児所の指導者は上述したように男性であって、女性保育者の職務範囲はその補助であるとしていることから、女性に対して特に教育面での専門的職業を志向する水準ではなく、家庭の母親代わりの任務、あるいは職業分野では子守女という職種の訓練案であったと見做される。

(31)Wirth, J. G. (1838), Zit. n. Gerhring, J. (1929) S. 85.

(32)Wirth, J. G.(1838), SIV, f. 5.

(33)Vgl., Kreckler, M (1962) S. 57.

(34)Wirth, J. G. (1838) a. a. O., Zit. Erming, G. (Hrsg.) Quellen zur Geschichte der öffentlichen Kleinkindererziehung, Kastellaun, 1976, S. 71.

(35)Wirth, J. G. (1838), SXIII.

とは言え、理論面でも実践面でも限界はあったにもかかわらず、保育者養成の必要性を早い時期に認識し、市の支援を得て公的機関で養成することに着眼した点は注目に値する⁽³⁶⁾。

5-2 フリットナーの幼児学校とその保育者養成の構想の検討

5-2-1 幼児学校の内容素描

幼児学校(Kleinkinderschule)と名の付く施設は1840年頃には約100が存在した⁽³⁷⁾。「幼児学校」という名前の施設拡充と幼女性教師・ゼミナール(Kleinkinderlehrerinnen-Seminar)の普及に貢献した人物がフリットナーである。カイザースヴェルト(ヴェストファーレン邦)の福音派牧師であったフリットナーは、1824年と1832年に教会献金集めのためにオランダとイギリスに旅行し、イギリスとスコットランドでヴィルダースピンの幼児学校の実態を視察したことが契機となり、1835年にデュッセルドルフ政庁が幼児学校を設立する際に協力し、翌1836年に教区のカイザースヴェルトに貧民児童を対象とした「編物学校 Strickschule」を設立した。翌年にはこの編物学校を「幼児学校 Kleinkinderschule」に改組し、貧しい工場労働者の子弟(2歳～就学前児童)を約40人収容した。この幼児学校の教師はフリッケンハウス女史で、フリットナーの幼児学校の最初の女性教師となる。

ところで、このフリットナーの幼児学校の目的は、働く母親の幼児を身体的及び道徳的な害悪から保護し「神への畏敬へと導くこと」が主眼であり、この目的は知的教育と労働教育と身体教育を通して達成されると構想した。知的教育は、簡単な読み・書き・算の訓練、聖詩の暗誦などが中心であり、労働教育は編物、染毛、藁細工、組紐、機織りなどの手仕事の技能の習得だった。さらに身体訓練として、室内で一定の号令のもとでの兵式体操が取り入れられた。その他に特徴的なことは、一日4回の礼拝と唱歌(キリスト教関係の宗教歌や俗謡)があった。このように、フリットナーの幼児学校の主目的は、貧民児童の宗教教育や道徳性教化と体力増進におかれた⁽³⁸⁾。

5-2-2 幼児学校女性教師養成と職業観

1836年の幼児学校設立と同時に、フリットナーはカイザースヴェルトに幼児学校女性教師のための福音派ゼミナールを付設して養成を手掛ける。前述のヴィルトがまずは男性指導者を要望したのに対して、フリットナーの場合は保育施設の指導者は男性であるが、保育施設の仕事及びその職への養成教育を女性に限定した点に違いを見ることができる。この職名はフリットナーの場合は「幼児教師 Kleinkinderlehrerin」であり、ヴィルダースピンの幼児学校 infant school を範としたことから由来して、「女性教師 Lehrerin」という職名であり「子守女」という職名ではない。このLehrerinは、明らかに女性を対象としている。

幼児教師養成は、当初は1から2ヶ月間の養成期間とするという正規コースで始まった。その後4ヶ月間まで延長される。フリットナーは、ある程度生活経験のある年配の女性(主に寡婦)を幼児教師という職業(Beruf)に就かせるためにゼミナールに通わせて予備知識を教授することをこの短期間で行おうとしたのである。「この幼児教師のための授業コースは、予備知識のある人のためにはわずか8週間程度、さらに教養のある人にはもっと短期間で履修可能です」(慈善事業施設に関する1838

(36)Vgl. Metzinger, A.: Zur Geschichte der Erzieherausbildung, Frankfurt a. M. u. a., 1993, S. 36.

(37)Vgl. Kiene, M.: Das Kind im Kindergarten, Freiburg, 1964, S167.

(38)Fliedner, T.: Liederbuch für Kleinkinderschulen, Kaiserwerth, 1842, S. 177. Vgl.: B.-Bernsorff, E. (Hrsg.) (1971)S. 158.

年報第3号1838 - 1839)⁽³⁹⁾というような呼びかけで女生徒を募集したところ、多くの女性が参加した。中には早く仕事(Arbeit)を手に入れる目的で数日間しか通わなかった者もいたと言う。1836-42年の間にフリットナーは、ラインラント邦とヴェストファーレン邦に「幼児学校協会 Kleinkinderschule-Verein」設立し、27の幼児学校を設立したが、そこで雇用された女性教師の大半はカイザースヴェルトのゼミナール出身者であった⁽⁴⁰⁾。このゼミナールの様子が1943年の「一般学校新聞 Allgemeine Schulzeitung」に次のように紹介されている。

「彼女たち（幼児学校教師志願者—引用者）のために、幼児学校に接続して専用の広い家屋が設けられている。彼女たちは看護尼の監督のもとに住み込み、この看護尼によって徹底的に知識伝授や家事労働の教育を受けている。看護尼が行う夜の聖書講読にも参加するが、一日のその他の時間は家または幼児学校で過ごす。養成課程は3ヶ月と定められているが多くの場合は4ヶ月である。（中略）そこでは、唱歌、算術、博物、直視科、ドイツ語作文の授業が行われ、若干の地理が教えられている。1841-42年には養成ゼミナールに47名の生徒がいた。修了後は多くの女性が幼児学校教師として活躍している」⁽⁴¹⁾

フリットナーによるこの種の幼児学校付設ゼミナールはその後各地に設立され、そこでの養成教育を受けて幼児学校教師になった女性は、1851年までに約4000人に達した⁽⁴²⁾。その養成期間は1848年には4ヶ月間、1850年には6ヶ月間、1854年には1年間と延長される。その理由は、幼児学校数の増加とともにその学校教師職を志願する女性の増加と、入学者の中には未経験者や浅学者も増えた事による。

幼児学校の教育方針と同様の意図から福音派牧師のフリットナーは、幼児教師のための養成教育にも宗教的・道徳的教育にも力点をおきつつ、次のような幼児教育の理論と実践に関する、多岐にわたる教育内容を設定した。

乳幼児の扱い方、言葉と思考の訓練法、自然物や絵の観察授業方法、聖書による道徳話の仕方、石版活用による計算指導の方法、身体運動の仕方、簡単な詩の歌指導の方法などの一斉指導、その他に小児の清潔・洗濯・身体訓練の習得、さらに理論と実践の学修の他には自己のための屋内外での体操授業、夜間には聖書の正確な暗記が課された⁽⁴³⁾。

さらに生徒の学修成果を試験するために「神の面前で毎日、或いは最低毎週1回は、自己の職務を自分と子どもたちのために果たし方どうかについて懺悔したいと望む幼児教師のための自己試験問題」⁽⁴⁴⁾を著したほど、養成教育においても教会牧師としての使命が反映されている点が特徴的である。1836年に幼児学校と同時に教会の奉仕活動(Diakonisse)として、フリットナーは、病人看護のための最初の福音派救済施設を開設し、後に創設される病院の看護尼を養成するために「福音派看護尼教育施設 Bildungsanstalt für evangelische Pflegerinnen」を設立した。パウツ(1993)の解説にもあるように、フ

(39)Sticker, A. (Hrsg.): Teodor Fliedner, Quellen. Kindernot und Kinderhilfe vor 120 Jahren. Quellenstücke aus dem Fliedner-archiv in Kaiserswerth, Witten, 1958, S. 29.

(40)Vgl., B.-Bernstorff, E. (1974) a. a. O., S. 158.

(41)"Allgemeine Schulzeitung", Darmstadt 1843, Spalte 1445. Zit. Krecker, M. (1962) S. 72-73.

(42)岩崎(1794)182頁参照。

(43)T. Fliedner im 3. Jahresberichtder Diakonissenanstalt Kaiserswerth 1838-1839, Zit. n. Erning, G. (1976) a. a. O., S. 63.

(44)Fliedner, T.: Liederbuch für Kleinkinderschulen, 5. verb. Aufl. Kaiserwerth, 1872. S. 242. Zit. n.

Kercker, M.: Aus der Geschichte der Kleinkindererziehung-Quellentexte, Berlin, 1979, S. 178.

リットナーの活動は幼児学校とその女性教師養成だけでなく、病院で働く看護(職)の女性たちの養成も構想していた。その女性とは、中流階級の若い女性や寡婦たちであった⁽⁴⁵⁾。

以上のようにフリットナーは、奉仕職務(Diakonissenamte)の復活と奉仕施設の拡充というミッションの立場から公的保育施設における職業像を以って養成に努めた。この点で、F.フレーベルの幼稚園教育観や幼稚園教師職の教育学的(pädagogische)思想と比べて、フリットナーの保育という職業についての考え方は、幼児の訓育(Erziehung)に重点をおいている。その根拠は次の点に指摘できる。同時にこのことが、ジェンダー的視点からは保育という職業が生得的な意味から女性に限定されていると指摘される根拠にもなる。

1つには、彼の幼児学校での教育日課は宗教的教授と学校的時間割的訓練が主軸であることから、就学前の幼児の遊びや自己活動などへの教育学的眼差しを持ち得ていない。

2つには、ゼミナール女生徒に「子どもへの無償の大きな愛、喜びと明るく心の持ち主、身体的健康」の3条件を要求し、フリットナーの志向は宗教的奉仕精神とその実行を担う女性であり、養成教育によって奉仕活動を自主的に実践できる女性の育成にあった。

3つには、フリットナーはこの幼児教師 Kleinkinderlehrerin について「幼児教師よりも難しい教職 Lehramt はあまりない、しかも報酬もないし賃金も払われないということを理解しておくべきだ」⁽⁴⁶⁾とも述べている個所もあり、「職業 Beruf」と称しているにもかかわらず、収入活動としての専門的職業というよりも奉仕活動・奉仕任務に徹することを意図した。その証拠に、カイザーズヴェルトの幼児学校を範とした「母の家 Mutterhaus あるいは、児童養護のための母の家 Mutterhaus für Kinderpflege」がドイツ各地に広まり⁽⁴⁷⁾、20世紀以降もこの類の保育施設がドイツの主流となる。メツチンガー(1993)によれば、この考え方が19世紀後半から20世紀のドイツにおいて、とりわけ福音派の幼児保育施設拡充と女性占有の奉仕活動分野の定着の源流にもなると解釈する⁽⁴⁸⁾。また、吉岡(2003)は、その職業分野は「社会的教育学」に属する「児童・青少年援助職」として拡大していくという解釈をしている⁽⁴⁹⁾。

5-3 フェルジングの幼児学校と保育者養成の構想の検討

5-3-1 幼児学校の内容素描

フェルジングはオーバーヘッセンの出身でフライブルクの学校教師養成所を卒業後、1841年にダルムシュタット(ヘッセン王国)の学校教師となる。この地域には、すでに1830年代初頭には労働者の子弟のための幼児学校が存在していたので、彼は幼児学校に非常に強い関心を抱いていた。41の幼児学校を視察見学して、その教育内容を研究・分析した⁽⁵⁰⁾。

その結果、幼児学校は単に貧困家庭の乳児期から幼児期までの子どもを収容して長時間保育を施す

(45)Vgl., Bautz, F. B. : Fliedner, Theodor. in Biographisch-Bibliographisches Kirchenlexikon (BBKL). Bd2, Bautz, Hamm, 1990, S. 57-59.

(46)Fliedner, T., zit., n. Gehring, J. (1929) S. 109

(47)19世紀後半にはフランケンシュタイン、カールスルーエ、グロスヘパッハ等に幼児教師養成の慈善施設 Diakonissenanstalt zur Ausbildung von Kleinkinderlehrerinnen」が設立された。

(48)Metzinger, A. (1993) S. 45

(49)吉岡(2003)142頁。

(50)Vgl., Fölsing, J. ; Geist der Kleinkindererziehung, insbesondere die Kinderschule, wie sie ist und sein soll, 2. Auflage. Darmstadt, 1846, S. 21-47. Zit. n. Kreckler, M. (1974) S. 159-160.

この意義だけではなく、裕福な家庭の幼児のためにも有益であるという見解を持つようになる。この場合の受け入れ対象は3歳以上児で、一日の保育時間は午前中の2～3時間が適切とした。

1843年には、フェルジングは、ダルムシュタットに上流階級の家庭の3歳以上の幼児を対象とした幼児学校を設立した。彼の回想録によれば、開設当初は実際にはこの施設に入学したのは一人の男の子だけであった、その理由はこの種の施設はあまりにも新規過ぎて誰にも知られていなかったからで、市民たちの間に名が知られて入学志望の児童数も増え、翌1844年には大ホールを増築しなければならぬほどになった⁽⁵¹⁾。

ベルンストルフ(1971)は、フェルジングを「過去の世紀で最も有意義な就学前教育者の一人として捉えることができる」⁽⁵²⁾と評価しているが、フェルジングの着眼点は、幼児学校という公的施設の意義を、前述の2人の児童養護や社会的救済という社会的役割に加えて、教育学的(pädagogische)観点からも見出したことである。その教育学的根拠から、フェルジングの構想は、労働者階級対象の幼児学校と裕福な家庭対象の幼児学校は別個の課題を担っているとした。そのため、両者を同一施設で教育するという発想には至っていない。この点が、フレーベルの万民幼稚園の構想とは決定的に異質のものである。

しかしフェルジングは幼児のためのあらゆる施設が関連し合うことを支持し、一方ではフレーベル信奉者の幼稚園とも協働し、他方では教会系の善事業的な幼児学校とも協働するという努力を惜しまなかったことも後年の彼の著述から窺知できる⁽⁵³⁾。1844年にはフレーベル自身が半年間フェルジングの幼児学校を訪問視察したり、フレーベルの協力者であるミッデンドルフ(Middendorf, Wilhelm 1793-1853)も2回訪問している。また、ダルムシュタットの幼児学校にはフレーベルの女弟子第1号と称されるイダ=ゼーレ(Ida-Seele Vogeler, 1825-1901)が女性教師として勤務したことは幼児教育史上よく知られている。その施設の幼児教育的な側面にフレーベル自身も少なからぬ関心を寄せ、弟子を教師として送り出しフレーベル幼稚園教育学の実践を期待したのである。

5-3-2 幼児学校教師の養成と職業観

では、フェルジングの幼児学校教師養成とその職業観に関してはどうであったのか。フェルジングも幼児学校開設と同時に、この新学校に有能で器用な人材が不足していることに気づき教師養成を手掛ける。それは「まずより良い、より深い養成教育を受けた女性教育者 Erzieherin が必要である。ただし、教育者 Erzieherin として自己申告するような個人ではなく、そのような人を入学許可し」⁽⁵⁴⁾させて、彼の養成場で幼女性教師 Kleinkinderlehrerin として養成して職業に就かせるというものであった。その入学条件等は次のようであった。年齢は18歳から24歳までの女性(理由は、まだ固まっていない=柔軟な年齢期に配慮)で、健康な身体的状態、歌唱力と美声、より学校知識(特にドイツ語)があること、優しい感性、善良で明るい心の持ち主、高尚で熱意のある眼識と感覚、などを条件とした⁽⁵⁵⁾。この1年間の養成課程で、フェルジングは幼児学校での実践的活動と結合した基本的な養成教

(51)Vgl., Ebenda. S. 25

(52)B.-Bernstorff, E. (1974) a. a. O., S. 161

(53)Fölsing, J. ; Bluthen und Fruchte der Kleinkinder Schulen nach Hundertjährigem Bestehen, Forst, 1880, S. 14-15. Zit.

Gehring, J. (Hrsg.) (1929) S. 127.

(54)Ebenda.

(55)Vgl. Gehring, J. (Hrsg.) (1929), S. 128.

育を実施した。とりわけ、心理学の知識が要求された。それは子どもたちに「明るい黄金の朝」⁽⁵⁶⁾をもたらし、両親に家庭生活の風習やあり方と子どもの教育を向上させるために働きかけるために必要な知識である。また、幼児学校の女性教師は喜びと達成感をもって幼児たちに働きかけることができるためには本当の意味で有能でなくてはならない、なぜなら子どもは単に神にお祈りをするだけでなく、思考も行い、活動的で、自分の生活を喜ぶことができなければならないからだ⁽⁵⁷⁾と説く。

このような意図から、フェルジングは各自治体の女学校で最終学年の1年間は、女子生徒に幼児学校での実習を課すことを提案した。娘として、将来の母として、或いは女性教育者としての準備教育になるからである。そして、フェルジングはすべての母親と18歳以上の青年女子が加入する教育協会を各地に設立して、彼女たちが教師や牧師の指導下で子育てや教育問題に関する定期的な助言を受けることを提案している。1847年以降は、養成教育だけでなく、既職者の継続教育(Weiterbildung)に着手し、30年間の長きにわたって毎週のごとく「教育サークル pädagogisches Kränzchen」を継続した。幼児保育施設での自然の理に適った子どもに相応しい教育について議論された⁽⁵⁸⁾。1862年には放課後夜間クラスを設置して、年配の女性対象の幼児学校教師のための継続教育(補習教育)を実施し、この職業の継続を支援した。

以上のように、フェルジングは階層別の幼児学校2類型を構想した。一方は貧民救済型のヴィルトやフリットナーに近い福祉教育機能を担う幼児学校と、他方では本来ならば家庭で教育されるはずの裕福な家庭の子どものための幼児学校である。後者には、「初歩学校 Elementarschule」の範となるような陶冶 Bildung を行うことを強調し⁽⁵⁹⁾、そのために深い教養をもった教師の養成が要するという発想を持ち込んだ点に、前者の2人とは異なる教育学的視点を見出すことができる。フェルジングの貢献は、女性教育者という職への憧憬と名声を市民階級の女性たちの間に高揚し、初等教育の学校教師ではない、新しい時代の公的幼児教育施設における女性教育者の養成とその職業生成に大きな寄与を為したことである。その時代にはフレーベルも活躍し始める。

5-4 小括

アウグスブルクを拠点として託児所運動を展開したヴィルトと、カイザースヴェルトで教会組織を舞台として幼児学校運動を展開したフリットナー、ドイツ南西部のヘッセン邦のダルムシュタットで幼児学校運動を展開したフェルジングには、共通点と相違点がある。

- (1) 3者の共通点は、第一に貧困家庭または母親の就労によって家庭養育が不可能な状況にある乳幼児を対象とした施設を創設すると同時に、その施設に必要な保育者を付設の施設で自らが養成教育に着手したという事実である。そこには多くの女性たちが参与していることも共通している。
- (2) 養成と職業観に関する相違点は、ヴィルトの場合は「家庭を補助する子守女」の育成を主眼としたこと、この延長線上に施設での保育者養成を構想していた。フリットナーの場合には、徹底した慈善・救済的観点から「看護尼養成所」において病人看護尼と並んで幼児を対象とした女性教師を養成しようとしており、宗教色の強い保育者が構想された。初めは男性教育者を想定していたが、女性に

(56)B.-Bernstorff, E., u. a., (Hrsg.) (1974), S. 166

(57)Fölsing, J.: Über Kleinkindererziehung, insbesondere die Kinderschule, wie sie ist und sein soll, 1866, Darmstadt, S. 18. Zit. n. Mezinger, A(1993)S. 38.

(58)Vgl. Fölsing, J. (1866) S. 16. Zit. n.: Gehring, J. (Hrsg.) (1929) S. 128.

(59)Vgl., Ebenda, S. 18.

も呼びかけ、その「母性」愛に幼児期の子どもの保護と教育を期待した。この慈善事業は上流階層の夫人たちの慈恵精神を刺激するものであり、同様に中間層の若い女性や寡婦たちがその奉仕活動に生きがいを見出すような職業像であった。最後のフェルジングの場合は、彼が学校教師の経歴者であったことも影響してか、前二者の両義的構想であった。貧民層の幼児には救済的な性格の幼児学校を、裕福な家庭の幼児には学校教育へ準備するための教育学的な幼児学校を志向する、いわば階層複線型の幼児学校を構想した。教育学的な幼児学校では、将来の国家や経済界の指導的な活動への準備教育を施そうとした。このため、幼児学校の教師に要求される専門的資質や力量の形成は後者の方に力点が置かれた。フェルジングは幼児学校女性教向けの継続教育なども手掛けたことから、彼の職業観は、学校教育の前段階としての公的な就学前教育施設での教育職の生成を志向するものであったと言える。

6. まとめ

本稿では、ドイツ社会における工業化の初期段階としての19世紀前半期における保育職について、その労働市場となる保育施設の普及をめぐる行政的な動向と、養成教育を実践して専門的職業の形成を推進した3人の主張の検討という2つの課題設定から分析した。その成果を踏まえ、本研究の結論として以下の特質を指摘する。

(1) 行政的な動向としては、1820年代後半にプロイセン政府の主導的提案により、イギリスの「幼児学校」を範とする公的な保育施設に関する政策的施行が各邦でも展開されたことが明らかとなった。しかし、本稿で取り上げた各邦の状況からはドイツ全体が一様であったという結論ではなく、邦によって多様な展開が見られたことがわかった。それは、①施設の名称に伴う多様性、②施設の設立趣意の多様性、③保育者に求められる資質の多様性である。他方でドイツ全体における共通性は、18世紀末から既存していた慈善事業的な貧民孤児救済の性格が根強く、プロイセン政府が扇動したようなイギリスの幼児教育施設とは異なる社会的役割を担う保育施設が普及したという点である。

(2) 1830年代以降普及した多くの保育施設は「公的 (öffentlich)」という認識に至ったが、その運営方法に関しては行政責任ではなく制度化には至っていない。その施設の設立基金や維持費用は民間団体、特に中間市民層による協会やキリスト教系教会組織に依存するものであった。このような民間運営の公的機関という二重的性格を持つ保育分野の職業の生成は、制度化された学校教育分野の教育職とは異なり、それまでの時代では慈善事業とされていた奉仕活動から一歩前進したと言えると同時に、職業としての社会的位置づけや専門性に関わる新たな課題を呈したと指摘できる。

(3) 3人の主張と実践に見られる保育職像は、ヴィルトとフリットナーの場合、施設での主活動が乳幼児期の子どもの衛生・健康管理や母性的保護であることを優先して、将来母となる若い女性や年配女性（寡婦）の経験を当てにするなど、生得的な母性本能に依存・期待した女性分野の職業像であると解釈できる。フェルジングの場合は、男性にも共通する教育学的視点をもった幼児期の女性教師職を展望し、フレーベルの幼稚園女性教師職の生成へと繋がるような形象も持っていた。このことから19世紀前半期において、保育者という仕事は女性占有の児童福祉分野の職業観が主流であるが、同時に、教育学的視点に立脚する幼児教育分野の新たな職業観も窺見することができる。後者は19世紀後半期のフレーベル幼稚園教師職の台頭に繋がっていくもう一つの萌芽である。

(4) 保育職の養成教育という点では、数ヶ月ないしは1年間の教育期間を設けて、固有の養成教育を実施したことはそれまでの時代にはなかった事であり、保育職の質確保とその専門性の開拓という

意味でこの時期の画期的な意義を見出すことができた。その養成教育の内容は、乳幼児の扱い方や歌などの習熟、及び宗教教育に重点が置かれている点などカリキュラムとしては未成熟ではあるが、部分的とはいえ心理学や教授法などの理論も設置され、実技的な面だけでなく教養的なものも含んだ養成教育の内容が散見された。

以上の事から本稿で論述した19世紀前半期における公的保育施設の拡充とそれを支える人材養成の展開過程は、従来家庭内子守女や乳母の職域から大きく飛躍して、公的な施設における乳幼児の保護・教育を担う「保育者」という新たな職業の萌芽的形成の時期であったと指摘できる。

本稿ではドイツ全般の大枠レベルでの動向や実態しか述べることができなかつたけれども、各邦の実態やその後の養成教育の展開などを詳細に分析していくことが今後の課題である。

A study on German Nursery Schools and the Formation of Its Profession in the First Half of the 19th Century: Professionalism of the Vocation of a Nursery School Teacher

Kazuko Toyoda

This article seeks to describe the process of the formation of a professional concept for improving German nursery schools in the first half of the 19th century. At that time Germany went through a transition from internal to external childcare due to social change within the country when policies were formed for public facilities. Childcare facilities already existed in Germany as philanthropic entities by the early 19th century. In 1820 the Prussian government introduced the concept of "infant school" from one British Wilderspin. Bayern, Sachsen and Württemberg also introduced their own concepts. In Germany three different nursery schools and training facilities were established; first by Wirht, G., second by Fliedner, T. and third by Fölsing, J..

This paper concludes with four significant points; 1) the importance of Wilderspin's "infant schools" for the Prussian government, 2) the significance of the "Verein"(association) method for operations in a major childcare facilities, 3) the relevance of childcare workers to a profession relying strongly on femininity and maternity, 4) the significance of a new professional profile of teachers who completed a non-curriculum based one-year training or some months.

Based on the above, I conclude as follows.: The movement process of the expansion of public childcare facilities and their supporting staff in the first half of the 19th century had promoted professionalism of the vocation of a nursery school teacher.

